

## 蝦夷の呼称・表記をめぐる諸問題

— 第三回 十世紀以降の「蝦夷」表記と「俘囚」表記について —

荒 木 陽 一 郎

### 第一節 十世紀以降の「蝦夷」表記

延暦・弘仁年間を境に、史料上から「蝦夷」表記がなくなり、かわりに「夷」表記が一般的になる点は前稿で述べた通りだが<sup>(1)</sup>、『六国史』以降の史料ではどうであろうか。幸い十世紀以降の蝦夷について、比較的広く多くの史料を収集した東北大学東北文化研究所編『奥州藤原史料』<sup>(2)</sup>および海保嶺夫編『中世蝦夷史料』<sup>(3)</sup>、『中世蝦夷史料補遺』<sup>(4)</sup>があるので、この三著を中心に考えてみたい。ただし、当然の事ながらこの三著は、それぞれ「編者の目」というフィルターを通してのものである。したがって、各時代の史料を逐一網羅的に検討したことには決してならない。ただ、ある程度の傾向の抽出と問題提起は可能と考えている。<sup>(5)</sup>

なお、前々稿、前稿と同様、史料に見られる表記は「」をつけて書き、言葉の発音（呼称）は「エミシ」のように片仮名で書くこととする。それ以外の「」のつかない「蝦夷」は一般的な意味で用いていることをおことわりしておく。

#### 一、十世紀以降の「蝦夷」表記例

〔史料成立年代〕

* 九〇七（延喜七）年	〔史料〕
* 九一四（延喜一四）年	藤原保則伝（三善清行）
* 一〇六三〜四（康平六〜七）年	意見十二箇条（三善清行）
* 一一〇〇年代後半	陸奥話記
* 一一一八（文保二）年	伊呂波字類抄
* 一一一九〜一二二二（文保三〜元亨二）年	北条高時書状
* 一二二二（元亨二）年	沙汰未練書
* 同	鎌倉年代記裏書
* 一二二五（正中二）年	北条九代記
* 同	鶴岡社務記録
* 同	鎌倉年代記裏書
* 一二二八（嘉暦三）年	北条九代記
* 一二三四（建武元）年	諏訪大明神絵詞
* 室町時代初・中期か	中尊寺文書・北畠顕家国宣
* 筆録は南北朝か	義経記
* 一四四四（文安元）年	曾我物語
	下学集

\*一五五一（天文二十一年）年

定家卿仮名づかひ

\*一五六一（永祿四年）年

定家卿仮名づかひ

「これ以外は江戸時代の記録で、比較的古いものには松前景広『新羅之記録』が正保三（一六四六）年成立である。」

以上「蝦夷」表記のある史料を見てきたが、これらは史料の性格・成立年代と内容から、次のようにグループ分けできる。

〔史料の性格・成立年代〕

- ①三善清行の著
- ②軍記物語
- ③鎌倉の幕府関係者（武家方）の著
- ④江戸時代（一六四〇年以後）
- ⑤古辞書
- ⑥その他

〔史料の内容〕

- ①元慶の乱関係
- ②津軽安東（藤）氏の乱関係
- ③四至の境界・流刑地としての「蝦夷が千島」（戦記物に多い）
- ④七・八世紀の蝦夷関係故事（聖徳太子の「蝦夷鎮撫」、坂上田村麻呂の「蝦夷征討」など）
- ⑤その他

通して言えることは、「蝦夷」表記は中世においても少ないということである。また、使用される場合、今述べたように、その史料の性格・年代・内容で幾つかに分けることができる。次の二・三で、もう少し具体的に考えてみたい。

二、史料の性格・成立年代の考察

①三善清行の著

三善清行の文に「蝦夷」字が用いられたことの背景について推測してみたい。<sup>6)</sup>

まず考えられるのは、清行が『延喜格式』の編纂員の一人で、従来の律令・格式・詔勅・官符などに通じていたことがあげられる。意見十二箇条<sup>7)</sup>をはじめ清行の記した論述の中には、こうした律令や格式などを、直接・間接に引用した箇条も少なくない。また清行は、『日本紀』講書に一度は都講として、一度は召人として参加している。二度も『日本紀』講書に参加し得た数少ない文人の一人と云う点に加えて、欽明天皇紀から題材をとった和歌を読んでいる点<sup>8)</sup>を併せて考えるならば、清行は『日本紀』にも人一倍精通していたことがうかがえる。弘仁年間以来、正史には用いられなくなった「蝦夷」という表記が用いられた背景には、清行が、「蝦夷」表記を一般的に用いていた頃の律令・格式・日本紀に範を求めたことも考えられよう。

それでは「藤原保則伝」をとりあげて少し考えてみたい。元慶の乱についての記載が残されている史料には、『藤原保則伝』のほ

か『三代実録』『都氏文集』『北山抄』『朝野群載』がある。これまで元慶の乱の経過については、中央政府と現地出羽国との間で交わされた文書（勅符・飛駅上奏）の整理・分析をはじめとして、半田市太郎氏・高橋富雄氏・高橋崇氏・佐藤宗諄氏・新野直吉氏・弓野正武氏・熊田亮介氏らによって詳細な研究が行われてきた。<sup>(9)</sup>これらの研究の中で諸氏も指摘していることだが、『藤原保則伝』には『三代実録』などに見られない記載が存在する。その際の、『藤原保則伝』の史料価値はともかくとして、『藤原保則伝』オリジナルの箇所というものが存在するならば、それは

「著者清行オリジナルの箇所」でもあろう。所功氏によれば、清行の『藤原保則伝』の執筆動機の一つとして、彼が内記時代に『元慶注記』をみて保則の蝦夷征討ぶりに感嘆したことをあげているが、<sup>(10)</sup>それが描写を具體的にした理由であるかもしれない。

次に『藤原保則伝』の元慶の乱に関わる箇所を列挙してみた。これにそって『藤原保則伝』と『三代実録』の記述を簡単に比較し、考えていきたい。

(A) 二年二月、出羽国蝦夷反乱、攻秋田城、々司介良岑近者、不能城守、脱身伏竄於草莽之間、賊放火烧城、<sup>(1)</sup>軍資器械一時蕩尽、逆徒蟻聚、分兵圍諸城、国守藤原興世弃府城逃走、時太政大臣昭宣公摄政、乃勅陸奥国、<sup>(2)</sup>発兵三千人、赴援出羽国、於是陸奥守須大発国中、得精騎千歩兵二千人、<sup>(3)</sup>(B)「其送鎧甲糧儲者、将万人」、以大掾藤原梶長為押領使、令与出羽軍討撃賊虜、<sup>(4)</sup>出羽掾藤原宗行、文室有房、小野春泉等、亦発国中歩騎二千余人、相共屯秋田河辺、時賊徒千余人乘輕舡舸、随流俄

至、梶長等率兵対戦、天時大霧、四面昏暗、於是賊衆数百人、持兵欵至官軍後、同声大叫、奔突官軍、々々大駭、狼狽散走、賊徒乘勢、前後奮撃焉、官軍大潰、遂斬出羽国弩師神服真雄及两国偏裨数十人、軍士被殺虜数百千人、軍実甲冑、悉被鹵獲、道相蹈籍、死者不可勝数、文室有房被創殆死、小野春泉潜伏死人之中、纔得免害、藤原梶長深窺草間、五日不食、賊去之後、步逃至陸奥国、<sup>(5)</sup>

(C) 五月二日、両国飛駅忽至、於是昭宣公大驚、与公謀事、語云、東方之将累長者、公辞謝云、身旧文吏、未嘗知跨馬引弓、非敢愛惜微軀、恐成朝廷之恥、昭宣公曰、自天智天皇時、藤氏代立勲績、朝所倚頼、方今身非伊周、忝撰冢宰、遭此寇乱、内慙外(□)、瓜葛之義、君亦可悉、願尽智謀、勿為謗讓、公曰、必不得已、可用愚計者、冀露肝胆、無有所隱、恐殿下不得能用之、昭宣公云、專意安付、遂無他腸、公曰、蝦夷内附以来、欲漸二百年、畏服朝威、無有寇逆、如聞、秋田城司良岑近者、聚斂無厭、徵求万端、故覺怨積怒致叛逆、<sup>(6)</sup>夷種衆多、通相合從、賊徒数万、窮寇死戰、一以当百、難与争鋒、<sup>(7)</sup>(D)「如今之事者、雖坂將軍再生、不能蕩定、若数以義方、示以威信、播我德音、变彼野心、不用尺兵、大寇自平、昭宣公曰、善、公亦曰、今当以恩信化服夷狄、若群醜之中、猶有不馴服者、必可以兵威而臨之、前左近衛将監小野春風、累代将家、驍勇超人、前年頻遭讒謗、免官家居、願先令春風率精衆、示以朝廷之威信、然後以德招致、未歷数月、自底銷散、」

昭宣公大悦、其月四日、叙公為正五位下、即以右中弁兼出羽權守、擢春風為鎮守將軍從五位下、及与陸奥介從五位下坂上好陸受公節度、<sup>(8)</sup>(E)「公奉詔以後、数日進発、昼夜兼行、々跡之間、飛駅継途、奏賊虜

強盛、官軍頻敗、及城或失守群隊陷没之状、時從騎十余人、皆無不褫魂奪氣、而公容色不変、曾無畏憚之意、既至出羽国、命春風好蔭、各將陸奥国精騎五百人、直入虜境、召其酋豪、宣以国家之威信<sup>⑨</sup>。

(F) 「先是賊聞王師來討、率衆万余人、避守險隘、春風少遊辺塞、能曉夷語、即脱甲胄弃弓竿」、獨入虜軍、具宣朝命、皆如公意、於是夷虜叩頭拝謝云、異時秋田城司、貪慾暴獷、谿壑難填、若毫毛不協其求者、楚毒立施、故不堪苛政、遂作叛逆、今將軍幸以天子恩命而詔之、願改迷途帰命幕府<sup>⑩</sup>。(G) 「於是競以酒食饌饗官軍」、其豪長數十人、相率隨春風、至出羽国府、公即召見慰撫、賊亦尽返献先所虜略生口之及軍器<sup>⑪</sup>。(H) 「時有渠帥二人、不肯帰附、公語諸豪長云、二虜不来、於汝心如何、豪

長等俱陳云、殊自有謀、願暫垂寬假、後數日、遂斬兩夷首以献之、公即発使者、撫佃余種<sup>⑫</sup>、自津輕至渡嶋、雜種夷人、前代未曾帰附者、皆尽内属、於是公復立秋田城、凡厥墨棚樓塹、皆倍旧制、(I) 「三年、改權守為正守、右中弁如故、有勅、暫留鎮撫之、此国、民夷雜居、田地膏腴、土產所出、珍貨多端、豪吏并兼、無有紀極、私增租稅、恣加徭賦、又權門子年来求善馬良鷹者、猥聚如雲、辺民愚朴、無知告訴、唯隨其求、不言煩費、由是隴畝之民、皆若貧窮、奸猾之輩多致富溢、公施以朝典、教示百姓、嚴張憲法、勿令侵犯、若更有不法者、捕而案之、由是百姓安堵、夷道清平、時陸奥国夷狄有訴訟者、皆致出羽国而取決、公初在兩備、專以仁惠而化之、及治出羽、更以威嚴以理之、吏民有罪、無有所宥、当論者不能測其深淺」。

①～⑭は、表現や見解の相違は多少あるが、『三代実録』に同様の記載

が存在する箇所である<sup>⑬</sup>。それに対して、A～Iは『藤原保則伝』にのみ見られる内容である。元慶の乱に関しては、大部分「元慶注記」に拠っている筈だが、この部分は正史にも記録されていない点から、おそらく中には清行自身の見解に基づく記述も含まれていよう。

さて、ここであらためて「蝦夷」表記を見ると、AとC、いずれも『藤原保則伝』にのみ見られる内容の箇所に含まれていることがわかる。このうちCは「二百年前」すなわち七世紀末に内附した「蝦夷」という内容であるが、七世紀末と言えば丁度「蝦夷」表記がよく用いられるようになった時期であり、『日本書紀』の記載にもしばしば登場するようになった時期である。「紀」などに通じていた清行が「蝦夷」表記を使用したのは、このような点にも理由が求められるかもしれない。

『三代実録』と『藤原保則伝』の表記上の差異として、前者が「以夷征夷」の「以夷」にあたる人々、すなわち王化の度合いが高い蝦夷に対して「俘囚」という表記を多用しているのに対し、後者は「俘囚」「俘」の所見すらない。このことから、清行が『三代実録』とは異なる表記認識（蝦夷認識とも言い換えることができよう）を持っていたことがうかがえよう。こうした点が、『藤原保則伝』への「蝦夷」採用に多少なりとも関係していると思われる。

## ②軍記物語

まず『陸奥話記』だが、これは周知のごとく前九年の役の顛末を記したものである。

文中、安倍頼時一族については「奥地俘囚」「夷人」「出羽山北俘囚主」

と表現されており、「蝦夷」とは呼ばれていない。「蝦夷」表記の出でくる箇所は唯一、坂上田村麻呂の征夷を回顧しての叙述である。したがってこれは、内容とすれば七・八世紀の蝦夷関係故事に分類することができる。

『曾我物語』の「蝦夷」は、巻四「小次郎かたらひえざる事」で次のように出てくる。

……当代には、いさゝかも悪事する者は、蝦夷が千島へいたりても、その科のがれず、又したしき者までも、その科のがれがたし。……

これは内容から言えば、四至の境界・流刑地としての「蝦夷が千島」に分類できよう。しかし『曾我物語』の成立年代は、例えば原本は南北朝の初頭には成立していたと考えられるが、どのくらい遡るかは不明であるし、現存する写本は古いものでも大方十六世紀前半である。また、妙本字本などの真字本は変体漢文で書かれているのに対し、大石寺本はそれを仮名交じり文に改めたもの、大山寺本は仮名字本、などと諸本によって性格がかなり異なる<sup>(13)</sup>。

『義經記』の「蝦夷」は巻第五で次のように出てくる。

……君の御供とだに思ひ参らせ候はば、西は西海の博多の津、北は北山、佐渡の島、東は「は」蝦夷の千島までも御伴申さんずるぞ。……

これは内容から言えば『曾我物語』と同様、四至の境界を指し、具体的には、君の威光が及んでいる範囲を示そう。ただ、『義經記』の場合も、およそ室町初期～中期に成立したということがわかる程度で、正確な年代は不明である<sup>(14)</sup>。

以上のうち「蝦夷が千島」に関して言えば、大石直正氏が指摘するよ

うに、こうした四至の境界の表現が「中世の軍記・語り物の常套句であつたために用いられたと考えられよう<sup>(15)</sup>。「蝦夷が千島」についてはもう一度ふれる。

### ③鎌倉の幕府関係者（武家方）の著

少し広げて、中世史料に見られる表記をひとわり見ると、「蝦夷・蝦子・醜蛮・蛮嶺・夷楚・俘囚・東夷・戎夷・北狄・夷・狄」と多様である。そして呼称（訓）も「エゾ・エツ・エズ・エフ・ヘツ・エビス・トウイ・ホクテキ・イ・テキ」と様々だが、「一表記が固定した訓読ではなく、表記・訓読が必ずしも特定の地域・住民を意味しているわけでもない」らしい。中国史料を転用した「匈奴・肅慎・挹婁」といった用法や、「日の本・唐子・渡党」という表記もある<sup>(16)</sup>。

これらを総合して遠藤巖氏は、地理的にはイ、東国以北 ロ、奥羽両国以北 ハ、夷島以北 の地域と住民を意味する場合に大別でき、「イには東国エビス観、ロには化外民観、ハには蝦夷異民族観」がまわりついていると述べている。ただし「呼称原には必ずしも卑下感を伴っていない側面もある」とも指摘し、「中世蝦夷観には多様な要素が内包されている」と結論づけた。

また、海保嶺夫氏は、「蝦夷と同義、乃至は言いかえとして「東夷」「夷」「俘囚」「狄」などが分ちがたく使用されている（鎌倉末の津軽安東（藤）氏の乱関係史料や『日蓮遺文』などに顕著）のが特徴で、これは古代や近世と比較しての中世の特質ともいえよう」と述べ、「これらの言葉がいれば並列的に使用され、蝦夷一つに収斂されていないのは、中世蝦夷の

あり方と一定の関係があるのではなからうか」としている<sup>(16)</sup>。

このように表記の多様性が指摘される中で、他方、海保氏が「蝦夷」(「」は筆者)そのものを表現として用いている例は更に少な<sup>(17)</sup>いとしているのは重要と思われる。これは、中世における「蝦夷」表記が、特定の対象を指す概念であったか、もしくは特定の人々によって用いられていた概念であった可能性を示唆するものである。

さてそうした中、はじめに見たように、「蝦夷」表記のいくつかは幕府関係者によるものだが、それらはみな津軽安東(藤)氏の乱に関する叙述である。つまり津軽安東(藤)氏の乱に関しての「蝦夷」という表記は、武家側の認識であり、公家の認識ではなかったことが言えよう。「蝦夷」表記は中世世界全般に互る普遍的な認識ではなかったのである。

#### ④江戸時代(一六四〇年以後)

それでは、近世において用いられている「蝦夷」「蝦夷地」という表記はいつごろからの概念なのだろうか。

一六〇四(慶長九)年の徳川家康黒印状には、「夷」いう表記がなされている<sup>(17)</sup>。近世の専門ではないので、確かなことは言えないが、一つの可能性としては、一六三三(寛永十)年の幕府による北海道巡見、及び一六三九(寛永一六)年の鎖国政策あたりが契機になるものと推察できる<sup>(18)</sup>。

前者の巡見を境に、政治的にはアイヌとの城下交易の禁止、商場知行制の施行という移行が見られるし、それに伴って松前地の範囲の確定、換言すれば蝦夷地の確定が行われている。そして、後者(鎖国政策)によって、「幕藩体制下の人民が海外の民衆と自由に交流することが断ち切ら

れ、「日本人」と「日本領土」とが国家的に創出・確定されたもとは、原理的にはアイヌは「日本人」たりえず、外的社会の居住者<sup>(19)</sup>「夷人」であり、その住む土地も「人間地」(和人地)からは境界として区別される異域<sup>(20)</sup>「蝦夷地」であるという原則が打ち立てられ<sup>(21)</sup>ると考えられるのである。

もう一つの可能性としては、シャクシャインの戦いがあげられる。最近の研究を見ると、浅倉有子氏・鶴田啓氏によって、元禄享保期に人々の蝦夷認識が新たな段階を迎えた点が指摘されている<sup>(19)</sup>。

いずれかは確定できないが、こうした点が、三たび「蝦夷」表記を復活させた理由ではなからうか。

中世の「蝦夷」表記にみられた「民族」的側面が近世においてさらに強まり、「蝦夷」表記はアイヌにほぼ特定されるようになった。しかし同時に、寛文期のシャクシャインの戦いを「蝦夷蜂起」「蝦夷征伐」とみなす国家意思を例として、古代以来の政治用語としての「蝦夷」表記の基本的性格も失われていない。むしろ後の『大日本史』や新井白石『蝦夷誌』などは、『六国史』をはじめ古代史料を多く引用しており、幕府中枢では伝統的「蝦夷」観への固執が見られる。

「蝦夷」表記は江戸後期、北からの外圧と共にアイヌをはなれ、「赤蝦夷」などさらに北方の人々への表記に変わる。そしてアイヌは「土人」と表記・呼称されるようになる。やがて、近代化政策のもとで、外国に対する「夷狄」観が尊敬の念を抱く「異人」観へ変わり、「蝦夷」表記は失われていった<sup>(20)</sup>。ただ、残念なことに「蝦夷」表記の消失がアイヌへの差別の消失にはつながらなかった<sup>(21)</sup>。

三、史料の内容の考察

①元慶の乱関係

②津軽安東(藤)氏の乱関係

③四至の境界・流刑地としての「蝦夷が千島」(戦記物に多い)

④七・八世紀の蝦夷関係故事(聖徳太子の「蝦夷鎮撫」、坂上田村麻呂の「蝦夷征討」など)

⑤その他

①元慶の乱関係

元慶の乱によって「蝦夷」表記が特別な意味を持ったわけではないことは、いくつかある元慶の乱関係の史料すべてに「蝦夷」が登場するわけではない点からも明らかである。おそらくこれは、二の①の「三善清行の著」という点に理由が求められるものと思う。

②津軽安東(藤)氏の乱関係

はじめに関係史料を列挙しておく。<sup>22)</sup>

a、一三二八(文保二)年、北条高時書状(金沢文庫所蔵文書)

当寺祈禱事 蝦夷已静謐之間 法驗之至 殊感悦候 謹言

五月廿一日

高時(花押)

b、一三一九(一三三二)(文保三)元亨二)年、沙汰末練書

〔 〕は割注)

(前略)一、東夷成敗事 於関東有其沙汰〔東夷者蝦子也〕 (下略)

c、一三三二(元亨二)年、鎌倉年代記裏書

今年〔元亨二〕出羽蝦夷蜂起 度々及合戦 自去元応二年蜂起云々

d、一三三二(元亨二)年、北条九代記(鎌倉年代記)下

e、一三三五(正中二)年、鶴岡社務記録

為蝦夷降伏御所 自後正月十二日於社頭可致精誠之由 自殿中被仰之

f、一三三五(正中二)年、鎌倉年代記裏書

六月六日 依蝦夷蜂起 被改安藤又太郎 以五郎三郎被補代官職訖

g、一三三五(正中二)年、北条九代記(鎌倉年代記)下

h、一三二八(嘉暦三)年、諏訪大明神絵詞

i、一三三四(建武元)年、中尊寺文書・北畠顕家国宣

aで復活した「蝦夷」表記は、以後iに至るわずか十六年間に集中して使用されたのち、再び使用されなくなる。この一三一八(文保二)年から一三三四(建武元)年の十六年間は、興味深いことに、津軽安東(藤)

氏の乱」と一致する。

津軽安東（藤）氏の乱については古くからの研究があり、近年では遠藤巖氏、大石直正氏、入間田宣夫氏、外山至生氏、海保嶺夫氏、関幸彦氏らの研究、ならびに小口雅史氏の研究史整理がある。<sup>(23)</sup>ここでは、遠藤氏の論を中心に簡単にまとめてみたい。

遠藤氏は、aを初見とした一連の史料に拠る限り、津軽安東（藤）氏の乱はおしなべて「蝦夷」の反乱と見なされている点を指摘し、「先学の研究にはいささかその面への配慮が欠けて」いたとする。そしてcからiを次のように意義づける。

c・d・f・g……「(前略)『鎌倉年代記(北条九代記)』の鎌倉末期の記事を見ると、幕府内の権力争いによる記事以外に、幕末の対幕府蜂起として記述されているのは、正和三(一三二四)年の鎮西合戦、京都日吉社神人の騒憂のほかはすべて、正中・元弘の変関係記事と同様の詳しさをもって、元応二年から嘉暦三(一三二八)年にいたる「蝦夷蜂起」への幕府の対策が逐一記載されている。」

e……「(前略)不動法・降三世法・軍荼利法・大威徳法・金剛夜叉法の五壇護摩をもつて悪魔降伏の修法を行ったと記すのは、この「蝦夷降伏」のときと弘安時の蒙古退散祈禱のときとだけしかない。少なくとも当時の鎌倉では「蝦夷蜂起」が特別の重大事件と認識されていたことが示されているわけである。」

i……「円忠(著者：筆者注)が「東夷蜂起」に対処する側の渦中にいた人物であるだけに、「東夷蜂起」を特筆していることといいその記事内容といい、かなり当時の状況をヴィヴィットに伝えていると見なせるし、

また、その成立経過からすれば、円忠個人の思想にもとづくというよりも当時の政界上層部全般に了解された認識を土台にしているときえいえるのである。」

そして、そうした認識は次の四点に負っていることを指摘する。

イ、安藤氏がいわゆる蝦夷の系譜につらなる人物であったと見なされていたこと(実体はともかくとして)

ロ、戦場自体が蝦夷・夷の地と称されていたこと

ハ、安藤氏がその蝦夷地の代官であったこと

ニ、安藤氏と行動をともした蝦夷のなかにはアイヌも確実に存在していたこと

すなわち、この安東(藤)氏の乱という一つの事件をきっかけに、中世以降内在していた「強烈な蝦夷認識とりわけ異民族観」の具現があったと考えられる。

ここで、古代からの「蝦夷」表記を振り返ってみたい。

東北地方の化外の民を指していた「蝦夷」は次第に王化され、律令公民法の道をたどる者も現れてきた。広義の「蝦夷」の中に、狭義の「蝦夷」や「俘囚」といった分類的な表記が現れ、その総称の形で「夷俘」表記が登場、そして、いわゆる三十八年戦争の終結とともに「蝦夷」表記が消失する。すなわちこの時点で、「蝦夷」が律令国家内に取り込まれた概念になったのである。以後、「俘囚長」と呼ばれた安倍氏にしても清原氏にしても、国の境より内側の存在だった。ところが中世になると、



大石直正氏の指摘するように、「国の境の外へ放逐された存在であり古代の蝦夷とは異なる」中世の蝦夷概念というものが生まれてくる。<sup>(24)</sup> その時期は外ヶ浜を日本の境として確定した十二世紀である。津軽安東（藤）氏の乱に至る十二〜十三世紀という時期は、擦文文化・オホーツク文化・アイヌ文化への移行期であり、「東夷成敗権の原型」が成立したと考えられる時期でもある。つまり、民族・文化及び政治思想に徐々に変化が現れたと考えられる。その結果、中世国家の意識の上で、古代における「蝦夷」と同様、「国の境から外にかけて存在した王化の対象」たるものが再び形成されたのである。その意識が、史料 a k i の時期に、王化を最も強烈に具現せしめる要因の「反乱（津軽安東（藤）氏の乱）の勃発」と、対応策としての「鎮圧（東夷成敗権）」により現実化したため、「蝦夷」表記が復活したものと考えられる。

戦乱と「蝦夷」表記が結びつくことは偶然ではなからう。戦は国の境より内に存在するものを、境界もしくはその外に押し出してしまいう力を持っており、その都度古代の「蝦夷」がそうだったように「境もしくはその外にいて王化の対象となりうる人々」といった概念が呼び戻されるのである。ただし、くりかえすが、古代と異なって中世の「蝦夷」は、次第に異民族視された特定の社会集団を指すようになったことは見落とせない。

### ③ 四至の境界・流刑地としての「蝦夷が千島」

「蝦夷が千島」に類似するものとしては、「俘囚が島」「夷島」などがあるが、両者はほぼ分ちがたく用いられている。したがってこの場合

の「蝦夷」は、「俘囚」や「夷」と同義であり、特に②の安東（藤）氏の場合のように、識別的な意味で「蝦夷」表記で用いたのではなく、むしろ一般的な「夷」などの言い換えにすぎなかったものと考えられる。「夷島」については、大石直正氏の研究があるが、<sup>(25)</sup> 問題が拡散するのでここではふれない。

### ④ 七・八世紀の蝦夷関係故事（聖徳太子の「蝦夷鎮撫」、坂上田村麻呂の「蝦夷征討」など）

七・八世紀の蝦夷が中世・近世の人々に想起されるケースとしては、北方地域での反乱に際しての王化意識の具現や、聖徳太子や坂上田村麻呂にまつわる伝承の成立にともなう場合があげられよう。そうした際に古典に範を求めた結果、七・八世紀段階の史料に多用されていた「蝦夷」表記が用いられることになる。

### ⑤ その他

古辞書の類には「蝦夷」表記は存在し続ける。<sup>(26)</sup>

以上、複雑な説明となったが、ごく簡単にまとめてみたい。

弘仁年間以降「蝦夷」表記が史料から姿を消したが、それは十世紀以降も続き、中世全般を通して「蝦夷」表記はごくまれにしか用いられなかった。しかし、語そのものが完全に失われたのではなく、古辞書の類や「夷島」の「夷」と同義で「蝦夷」が用いられる場合もわずかにあった。また、七・八世紀の蝦夷関係故事を振り返る記述などに「蝦夷」が

見られるケースがあるが、これは古典に範を求めたため、七・八世紀當時に一般的だった「蝦夷」表記が甦ったと考えられる。

そうした中、他と異なり中世的な「蝦夷」表記の用いられ方として特記すべきなのは、津軽安東(藤)氏の乱関係の史料に散見する「蝦夷」表記である。前後で「蝦夷」表記が見られないにもかかわらず、この時だけ所見がある点が注目される。この背景には、戦乱による王化意識の具現と、異民族視された集団の登場があると考えられる。また、この「蝦夷」は特に幕府側史料に見られる点から、武家の間での限られた認識と推測できる。

古代末期から近世初頭にかけて、これら以外には「蝦夷」表記はほとんど用いられず、「夷」などのほうが多く使用される。したがって近世の「蝦夷地」という表現は、古代の「蝦夷」以来連綿と受け継がれてきたものではなく、途中の断絶を経て、近世になってのちに新たに創出された概念と言えよう。また、「中世の蝦夷」という表現は、厳密には津軽安東(藤)氏を指すことになるのである。

## 第二節 十世紀以降の「俘囚」表記

### 一、「俘囚」の系譜にまつわる諸説

有名な「俘囚主」清原氏をはじめとして、「俘囚」表記は六国史以降も長く残る。これら平安時代の「俘囚」は、奈良時代における「俘囚」と同じ性格の人々だろうか、また、系譜的にはどうなのか。

神居敬吉氏<sup>(27)</sup>・高橋富雄氏<sup>(28)</sup>・板橋源氏<sup>(29)</sup>らは、弘仁三年に制定された「俘囚長」の系譜に、直接安倍・清原両氏が連なり、「安倍清原両氏の権力を蝦夷自身による政治化(俘囚国家)であり、巨大な蝦夷族長による俘囚自治地帯としての俘囚長の末裔」とする考え方をとる。

また新野直吉氏は「俘囚長の系譜に連なることがあったとしても、それだけで権力形成が行なわれていったのでなく、征夷後、律令制支配の及ぶ中で、律令官僚機構に連なる郡司としての権力形成であり、安倍清原及び平泉藤原氏のあり方を辺境の荘園的土地所有に他ならない」と見ている<sup>(30)</sup>。

これらの説に対し吉沢幹夫氏は、「俘囚」および「俘囚長」の考察から、「弘仁3年時の『俘囚長』制」は「平安後半にまで至る強大な俘囚長権力に連なる歴史的機能」を「保持しない」という結論を導き出し、九世紀初頭の「俘囚長」と十世紀後半の「俘囚長」とが系譜的につながらない「試論」を述べている<sup>(31)</sup>。この問題は、実際吉沢氏が指摘するように、古代の「俘囚」の性格を明らかにすること、安倍・清原両氏の勢力が強大化した歴史条件を検討すること、それを広く九・十世紀という律令制の崩壊・中世への移行期という中で考えること、等々、多くの検討課題があり、ここですべてを論ずることはできない。したがって前節と同様、客観的な特徴を提示し、それに若干の推論を重ねてみたい。

### 二、十世紀以降の「俘囚」例

前節と同様、『奥州藤原史料』『中世蝦夷史料』『中世蝦夷史料補遺』か

ら「俘囚」表記を抜き出してみると、次のア～エに分類することができ（史料の成立年代が江戸時代に下るものは除外した）。

ア、天慶二年 出羽國俘囚反乱

……日本紀略・本朝世紀（貞信公記抄は「凶賊」「賊徒」「賊」）

イ、俘囚見参

……西宮記（天元五年の俘囚見参）・小右記（治安三年の俘囚見参）・慈

眼院関白白馬節會次第（長久五年・寛徳元年の俘囚見参）・大外記清

原良業記・節会抄（元久二年の俘囚見参）

（その他、江家次第・台記にもある）

ウ、前九年の役（安倍氏＝俘囚）

……陸奥話記・扶桑略記・百鍊抄、除目大成抄、中右記、諸道勘文・朝

野群載・十三代要略・保元物語など

エ、その他

……「俘囚が千嶋」（保元物語）・「東ハ浮囚ノ地ニ臻リ、西ハ貴賀ガ嶋ニ

渡ル」（新猿樂記）など流刑地・四至の境界。

……伊呂波字類抄などの古辞書、平泉文書・日蓮遺文などにみられる

まずアだが、『日本紀略』『本朝世紀』と、いずれも編年体の史書の形を採る『準官撰』的な史料では「俘囚」、藤原忠平の日記である『貞信公記抄』では「凶賊」「賊徒」「賊」と、同日の同一の内容に対しても表記に差異が見える。<sup>(32)</sup>この場合の「俘囚」は、秋田城下の「俘囚」であり、

いわば弘仁二（八一）年の「俘囚者。思量便宜」。安置當土。勉加二教諭。勿致二騷擾」。以来の「俘囚」であろう。

次にイは、いずれも「俘囚見参」の例である。この場合の「俘囚」は、畿内周辺に移配された「俘囚」の系譜を引く人々で、朝廷儀式の年中行事化した節会に参加する役割を持っていた。これについては、弓野正武氏および平川南氏による研究があるので、簡単にまとめてみたい。<sup>(33)</sup>

まず、「俘囚」が朝儀に参列する意義であるが、平川氏が言うように「中国の例に由来し、戦いで捕虜となったり、帰降した蝦夷を朝廷に献上する俘囚本来の慣例を形式化させた措置」であろう。もともとは「蝦夷」が「元日朝拜のために入朝し、叙位・賜爵および禄物を受けて、その都度帰朝」していたが、宝亀五（七七四）年正月庚申条の「詔停二蝦夷俘囚入朝」を契機に、畿内周辺に移配された「俘囚」から恒常的に朝儀参列させるようになったものと思われる。「俘囚」が節会に参列する早い例としては、弘仁六（八一五）年正月丁亥条があげられるが、これは嵯峨・淳和朝が朝廷儀礼の制度化の進められた時期であることと関係しているう。

移配された「俘囚」の居住地は、畿内周辺の中でも特に近江国に多かったものと思われる。これは『延喜主税式』諸国出举正税公麻雑稻条の、俘囚料を計上した国で特にその量が多い国の一つに近江国があること、後の『小右記』などにも「近江国俘囚」が恒常的に参列していたことからうかがえる。また、この近江国は、畿内のすぐ外であることを併せて考えると、移配の目的は「朝儀において、服属儀礼をもって奉ずる蝦夷

の人員確保」と思われる。

さて時代は下って、『台記』久安二(一一四六)年十一月十四日条に、豊明節会に際して「近江国俘囚」が出席しない事態が記されているが、この中で「問俘囚不参之例」という質問に対し、大外記中原師安が「申無例之由」と答えている。この点は、弓野氏が指摘するように「ただ節会を挙行する際には当然出席しているべきだという中央官人の意識」を表しているよう。つまり、「俘囚」の参列は「形式的なものではあったが、長く絶えることなく続い」てきたと考えられる。弓野氏によれば、この「俘囚見参」は十二世紀後半の武士の政權進出期に「非侍従見参」に交替することであるから、それまで続いていたのであろう。

以上見てきたように、このイの「俘囚」は、アのごとく在地で反乱を起こすような、古い時代に多い「俘囚」のタイプとは全く性格を異にする、いわば中央の定例化・形式化した儀礼の中で存在し続けた「俘囚」と考えられる。

ウは、すべて前九年の役関係で登場する「俘囚」である。この場合の「俘囚」は、ほとんど「俘囚(主・長)」某という形で人名に冠されており、登場するのは、安倍頼時・安倍貞任・安倍宗任・安倍重任・安倍正任・安倍家任・清原真人光頼の七名である。それ以外には、『陸奥話記』に「諸部俘囚」「奥地俘囚」、『中右記』『除目大成抄』に「俘囚」といった形で所見がある程度である。

つまり、中央の人々にとって、東北地方における反抗集団の登場と共に具現した用語であり、特にその集団の長たる人に対して主に用いられた表記と言えよう。<sup>(34)</sup>

これらが、イの「俘囚」と異なっているのは明白であろう。このウの舞台は陸奥であるから、むしろアとの系譜関係、もしくは九世紀以前の「俘囚」との関係を持つ可能性があるが、間をうめる史料がないため、その明確な系譜はたどれない。ただ、はじめに述べた吉沢氏の指摘のように、弘仁三年成立の「俘囚長」とこの「俘囚長」は性格が異なるため、系譜関係は認められない点だけは明らかである。

最後にエだが、この中には「俘囚」が王化された蝦夷一般を広く指す用語として用いられる場合が考えられる。例えば『参天台五臺山記』延久四(一〇七二)年閏七月十八日甲子条で、「日本國東過三萬里有<sup>二</sup>仙集山<sup>一</sup>云々。實否何。」という惟果の質問に対し、成尋は「答云。先年東夷名<sup>二</sup>浮囚<sup>一</sup>。…」と答えている。<sup>(35)</sup>

また、「俘囚が千嶋」は「夷嶋」と同義に用いられており、四至の境界・流刑地を表したり、「俘囚」＝「夷」とされる場合もあったことがわかる。その他、古辞書には「蝦夷」表記と同様、「俘囚」表記も存在する。

以上第二節で概観したことを簡単にまとめてみよう。

十世紀以降の「俘囚」表記は、いずれももともと蝦夷だったと認識されている点で、それ以前の「俘囚」の系譜は引いているものの(ただし冒頭でも述べたように九世紀初頭の「俘囚長」と十世紀後半の「俘囚長」には系譜的断絶がある)、用いられ方に幾つかの種類があった。例えば、場所的には東北在地の「俘囚」と、畿内に移配されて節会に参加する「俘囚」が認められた。前者が反抗集団としての色彩も兼ね備えている「俘囚」なのに対し、後者は儀礼に欠くべからざる者として、実態としてよ

りむしろ名前としての「俘囚」という相違があった。

また、こうした特定の集団を指すほか、「俘囚」には場所などにかかわらず、広く王化された蝦夷一般を指す場合や、さらに広く「夷」などと同義に用いられることもあった。さらに、前九年の役関係で登場する「俘囚」のように、みな人名に冠されており、集団の長的な人に用いられると、いう特種な例も認められた。

以上から、今後十世紀以降の「俘囚」を見る場合、単に「服属した蝦夷」のように単一的なとらえ方をするのではなく、どのような性格の「俘囚」なのかに注意する必要があるのである。

### むすびにかえて

江戸時代における「夷」表記の考察を行った塚本学氏は、尊王攘夷という熟語が一般化する以前に、それと異なる「夷」観念として、次の三種があったことをあげている。<sup>(36)</sup>

ア、「夷」に東方君子国人という高い価値感を与え、日本がこれにあたるとする主張

イ、中国と日本との共通の文化の存在を前提とし、この文化価値に合致しない世界を「夷」とよぶ見方

ウ、田舎者への目にも、ある程度夷観念が混入

塚本氏の論旨からははなれるが、この論文から筆者が学んだことは、「蝦夷」「夷」「俘囚」などといった表記の一つ一つそれぞれが、その語が使われた時代・その語を使う主体・その語が使われる環境や状

況などで、さまざまな意味を持ち得た、という点である。このことからも、蝦夷を単一的・一元的にとらえることが誤った解釈であるのは明らかかと思われる。

表記論に拘りながら、従来の時代区分の枠組を越えた通史的な北方史の構築の足掛かりに、と模索した結果の論であるが、本稿で筆者がおこなった試論は、数多い史料のごく一部からの立論に重ねて、「蝦夷」と「俘囚」表記に限定しての考察にとどまった。したがって恣意的な解釈も少なくないと思う。また、中世に於ける「夷」表記の分析を行わなかった点で、前稿で行った「蝦夷」表記と「夷」表記との関係が十世紀以降どうなったのかといった点や、塚本論考との関連にまで及ばなかったのは片手落ちだったと反省している。皆様方の御叱正を乞い、他日に期したい。

### 註

(1) 荒木陽一郎「蝦夷の呼称・表記をめぐる諸問題 第二回「夷」表記の意味の変化について―ヒナとエミシ―」(『弘前大学國史研究』第八十八号、一九九〇―三)

(2) 東北大学東北文化研究会編『奥州藤原史料(東北史料集2)』(吉川弘文館、一九五九―二)

(3) 海保嶺夫編『中世蝦夷史料』(三一書房、一九八三―五)

(4) 海保嶺夫編『中世蝦夷史料補遺』(北海道出版企画センター、一九九〇―四)

(5) 本稿で述べる内容の結論部分の要旨は、次の文献で発表したこと

がある。荒木陽一郎「蝦夷」(菊池徹夫・福田豊彦編『よみがえる中世』(4)北の中世 津軽・北海道)所収、平凡社、一九八九―八

(6) 以下、三善清行に関しては、所収『三善清行』(吉川弘文館・人物叢書、一九七〇―一〇)によるところが大きい。

(7) 『釈日本紀』巻一

(8) これは延喜六(九〇六)年閏十二月に、侍従所において行われた『日本紀』竟宴の際に残したもので、「ほとけすら みかどかしこみしらたへの なみかきわけて きませるものを」とつえあまりや つえをこゆる たつのこま きみすさめねば おいはてぬべし」(原文は万葉仮名、所功氏の著書に従い平仮名に改めた)という二首である。ともに欽明天皇紀(十二年冬十月条・七年秋七月条)から題材をとっている。

(9) 半田市太郎「元慶の乱と天慶の乱」(『秋田県史』一、第五章第四節、一九六二―三)、高橋富雄「蝦夷」(吉川弘文館、一九六三―一〇)、同「藤原保則伝における元慶の乱」(今村教授退官記念会編『秋田地方史の研究』、一九七三―六所収)、高橋崇「元慶の乱」(豊田武編『東北の歴史』上巻、吉川弘文館、一九六七―九)、同「古代出羽の軍制」(平安博物館編『角田文衛博士古稀記念 古代学叢論』、角田文衛博士古稀記念事業会、一九八三―四所収)、佐藤宗諱「蝦夷の叛乱と律令国家の崩壊―元慶二年の出羽の叛乱を中心として―」(『史林』五〇―三、一九六七―五、後に同『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七に収録)、新野直吉「元慶の乱」(『秋大史学』一五、一九六八―三)、同「元慶の乱」の史的意義」(『歴史』

四一、一九七一―六)、同『古代史上の秋田』(秋田魁新報社・さきがけ新書①、一九八一―四)、同『古代東北史の基本的研究』第七章(角川書店、一九八六―七)、弓野正武「元慶の乱をめぐる二、三の問題」(『北奥古代文化』六、一九七四―五)、熊田亮介「元慶の乱関係史料の再検討―日本三代実録を中心として―」(『新潟大学教育学部紀要』二七―二 人文・社会科学編、一九八六―三)、同「賊氣已衰―元慶の乱小考―」(『日本歴史』四六五、一九八七―二)など。

(10) 『藤原保則伝』の末尾の説明に、次のようにある。

……余初為<sub>二</sub>起居郎<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>元慶注記<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>東征之謀略<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>備中  
介<sub>一</sub>、聞<sub>二</sub>故老風謠<sub>一</sub>、詳<sub>二</sub>西州之政績<sub>一</sub>、粗述<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>知<sub>一</sub>、成<sub>二</sub>此実  
餘<sub>一</sub>(録カ)、……

この「元慶注記」は、『三代実録』元慶二年四月廿八日条に、  
……凡軍陣之法、必有<sub>二</sub>注記<sub>一</sub>、……必須<sub>二</sub>下事無<sub>二</sub>巨細<sub>一</sub>、委曲記録、  
令<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>知見<sub>一</sub>、……  
とあるように、朝廷に報告された軍中記録で、『三代実録』の編纂史料に使用されたと思われる。(『日本思想体系』8 古代政治社会思想、岩波書店、一九七九―三 所収「藤原保則伝」、大曾根章介注を参考にした)

(11) 以下、該当条を掲げる。

- ① 元慶二(八七八)年三月二十九日
- ② 元慶二(八七八)年三月二十九日(四月四日・四月二十八日)
- ③ 元慶二(八七八)年四月四日

- (4) 元慶二(八七八) 年六月七日  
 (5) 元慶二(八七八) 年七月十日  
 (6) 元慶二(八七八) 年五月四日  
 (7) 元慶二(八七八) 年六月八日  
 (8) 元慶二(八七八) 年七月十日  
 (9) 元慶二(八七八) 年六月十六日・七月十日  
 (10) 元慶二(八七八) 年十月十二日  
 (11) 元慶二(八七八) 年十月十二日  
 (12) 元慶三(八七九) 年正月十一日  
 (13) 元慶三(八七九) 年正月十一日  
 (14) 元慶三(八七九) 年三月二日  
 (15) 岩波古典文学大系本『曾我物語』解説による。  
 (16) 岩波古典文学大系本『義経記』解説による。  
 (17) 大石直正「外が浜・夷島考」(関晃教授還暦記念会編『関晃教授還暦記念 日本古代史研究』所収、吉川弘文館、一九八〇—一〇)  
 (18) 遠藤巖「蝦夷安東氏小論」(『歴史評論』四三四、一九八六—六)  
 (19) 海保嶺夫「中世蝦夷史料について」(同編『中世蝦夷史料』序、のちに同『近世蝦夷地成立史の研究』三一書房、一九八四—七に所収)  
 (20) 『大日本史料』第十二編之一 (傍線筆者)  
 慶長令条 松前御条目  
 定  
 一、從諸国、松前江出入之者共、不相理志摩守、夷仁与商買仕候儀、可為曲事事。

- 一、志摩守ニ無理而、令渡海売買仕候者、急度可致言上事。  
 附夷之儀者、何方江往行候共、可為夷次第事。  
 一、对夷仁非分申掛者、堅停止之事。  
 右条々若於違背之輩者、可処嚴科者也、仍如件。  
 慶長九年正月廿七日 御黒印  
 松前志摩守とのへ  
 (18) この前後は、小林真人「商場知行制成立過程についての一考察」(『松前藩と松前』二二、一九八四—三)を参考にした。  
 (19) 浅倉有子「蝦夷認識の形成—とくに契機としての情報をめぐって—」、鶴田啓「寛文「蝦夷蜂起」と近世的「蝦夷」認識の形成—浅倉報告へのコメント—」(北海道・東北史研究会編『北からの日本史第2集』、三省堂、一九九〇—七)  
 (20) 菊池勇夫「幕領統治下のアイヌ「帰俗」政策」(原題「外圧と同化主義」、『北海道の研究』4・近世篇II、清文堂出版、一九八二—一  
 二。後に同『幕藩体制と蝦夷地』第二部第二章、雄山閣、一九八四—一〇に収録)  
 (21) 蝦夷の表記論から、蝦夷認識の推移を考えることが果たしてどこまで可能なかどうかとも、今後検討してみることがあると思われる。  
 鶴田啓氏も指摘するように(前掲註19)、例えば「蝦夷」という表記一つをとっても、その言葉自体にどのような意味が込められて当時使用されていたのかについての、歴史的・具体的な研究の蓄積は少ないのが現状である。  
 (22) 以下、『中世蝦夷史料』(前掲註3)によった。なおdとgはそれ

それぞれfと同内容であり、またhとiは長文に及ぶため、引用は略させていた。

- (23) 遠藤巖「中世国家の東夷成敗権について」(『松前藩と松前』九、一九七六―五)、同「蝦夷安東氏小論」(前掲註15)、以下、遠藤氏の所論は前者からの引用である。大石直正「外が浜・夷島考」(前掲註14)、入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両国」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』、東京大学出版会UP選書、一九七八―四)、外山至生「中世「蝦夷支配」の変遷と津軽安藤氏の展開」(『北奥古代文化』一三、一九八二―一〇)、海保嶺夫「擦文文化の文献史的解釈―その歴史的美体と終末年代について―」(『物質文化』三八、一九八二、後に同「列島北方史研究ノート」第一章に収録、北海道出版企画センター、一九八六―五)、同「中世の蝦夷地」(吉川弘文館、一九八七―四)、関幸彦「津軽の雄族・安東氏」(菊池徹夫・福田豊彦編『よみがえる中世』4)北の中世 津軽・北海道 所収、平凡社、一九八九―八)、小口雅史「津軽安藤氏の虚像と実像―安藤氏研究の現状と課題―」(佐々木孝二編『総合研究 津軽十三湖』、北方新社、一九八八―七)など。
- (24) 大石直正「外が浜・夷島考」(前掲註14)
- (25) 大石直正「外が浜・夷島考」(前掲註14)
- (26) 『伊呂波字類抄』人倫編などに「蝦夷」の所見がある。
- (27) 神居敬吉「俘囚長の系譜」(豊田武編『東北の歴史』上巻 第四章 1、吉川弘文館、一九六七―九)
- (28) 高橋富雄「蝦夷」(前掲註9)

- (29) 板橋源「北方の王者 平泉藤原氏」(秀英出版、一九七〇―一二)
- (30) 新野直吉「在地豪族の東北支配」(高橋崇編『古代の地方史 第六巻奥羽編』九、朝倉書店、一九七八―一)

(31) 吉沢幹夫「俘囚長についての試論―「夷俘」の再検討を通じて―」(『東北歴史資料館研究紀要』四、一九七八―三)

(32) これらの史料の性格に関しては、竹内理三・滝沢武雄編『史籍解題辞典』上巻(古代中世編)(東京堂出版、一九八六―八)を参考にした。

(33) 弓野正武「俘囚見参考」(『古代文化』三三―五、一九八一―五)、平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』所収、吉川弘文館、一九八七―二)

(34) 『神明鏡』(室町時代の史書)に三三二四年の津軽安東(藤)氏を指して「奥州ノ俘囚又起テ。嘉暦二年マテ不鎮シカハ。宇都宮ニ仰テ追伐ス。」(『中世蝦夷史料補遺』前掲註4より)という記事があるが、これは、中央の人々にとって反抗集団の登場と共に具現した用語の例に入れることができよう。

(35) 平林文雄「參天台五臺山記 校本並に研究」(風間書房、一九七八―一六)

(36) 塚本学「江戸時代における「夷」観念について」(『日本歴史』三七一、一九七九―四)

(付記)

本稿は、一九八八年一月に学習院大学大学院に提出した修士論文の第



四章第三節・第四節をまとめたものである。

(神奈川県・私立武相高等学校教諭)

八十八号 荒木陽一郎 「蝦夷の呼称・表記をめぐる諸問題」 正誤表

表紙		
目次		
	誤	正
	―ヒナとミナシ―	―ヒナとエミシ―